

東京女子医科大学糖尿病センターとの病診連携の会 会則

制定 1998 年 4 月 3 日

改訂 2003 年 7 月 10 日

改訂 2011 年 11 月 30 日

改訂 2014 年 10 月 29 日

改訂 2015 年 5 月 27 日

第 1 条 (名称)

本会は、東京女子医科大学糖尿病センターとの病診連携の会と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、東京女子医科大学糖尿病センターと新宿区、中野区、杉並区の地域医療機関の先生方ならびに関東近辺の糖尿病に感心を持つ先生方の、糖尿病の予防、診断、治療に関する情報交換、意見交流の場とし、地域医療に貢献することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年 2 回の学術集会を行う。
2. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第 4 条 (会員)

新宿区、中野区、杉並区における糖尿病に関して興味をもつ医師ならびに関東近辺の糖尿病に感心をもつ医師。

第 5 条 (役員)

代表世話人

東京女子医科大学 糖尿病センター 内潟 安子 センター長

世話人

杉並区	城西病院	笠原 督	院長
杉並区	成宗診療所	加藤 章	院長
新宿区	医療法人社団慶洋会	黒瀬 巖	理事長
新宿区	上落合真クリニック	實重 真吾	院長
新宿区	ともながクリニック	朝長 修	院長*
足立区	西川クリニック	本田 正志	先生
東京女子医科大学	糖尿病センター	三浦 順之助	先生
中野区	山田クリニック	山田 千津子	院長
世田谷区	吉野クリニック	吉野 博子	院長

(あいうえお順)

* 監査を兼ねる

第6条（役員）

本会の役員は、次の職務を行なう。

1. 代表世話人と世話人は世話人会を組織し、本会の維持と運営に関する重要事項を審議する。

第7条（経費、会計）

1. 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。
2. 参加費は別途徴収する。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とし、会計報告を年1回行う。
4. 余剰金が発生した場合、次年度に繰り越す。

第8条（学術集会）

1. 年2回の学術集会は、何名かの症例提示と講演という形式にする。
2. 学術集会は合計3時間以内を予定し、討議を重視する。

第9条（事務局）

本会の事務局は東京女子医科大学 糖尿病センターに置く

〒162-8666

東京都新宿区河田町8番1号

電話番号 03-3353-8111（大代表）

内線 27117

FAX 03-3358-1941

第10条（附則）

1. 本会の会則は、代表世話人・世話人会の議決を経て、変更できる。
2. 本会の継続・中止は2年ごとに成果を省みて以後の開催については代表世話人と世話人および共催メーカーとで協議する。
3. 本会は、女子医大医師会、東京女子医科大学病院社会支援部との共催とする。
4. 本会則は1998年4月3日より施行する。

以上